

# NSRにゅーす

社会保険労務士法人NSR

大阪オフィス tel 06-6345-3777

神戸オフィス tel 078-371-5120

## 厚生労働省関連とぴっくす

改正労働安全衛生法の施行期日が決定!

従業員数50人以上の事業場はストレスチェックの実施が義務化!

### ◆労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案

労働安全衛生法の一部を改正する法律(平成26年法律第82号)の施行に関して、施行期日が以下ようになる予定です。(平成26年10月公布・施行予定)

1. 施行期日:平成26年12月1日
  - 法第88条第1項に基づく届出の廃止
  - 電動ファン付き呼吸用保護具の譲渡制限・型式検定の対象への追加
2. 施行期日:平成27年6月1日
  - 職場における受動喫煙防止措置の努力義務化
  - 重大な労働災害を繰り返す企業に対する指示・勧告・公表を行う制度の創設
  - 外国に立地する検査・検定機関を登録制度の対象とする見直し
3. 施行期日:平成27年12月1日
  - **ストレスチェックと面接指導の実施**

※化学物質管理の在り方の見直しに関する改正事項の施行時期は、今後、別途定める予定。

### ぜひご覧ください → 「改正 労働安全衛生法Q&A集」

厚生労働省は上記の改正法の順次施行に伴い、9月1日に「改正労働安全衛生法Q&A集」を公表しました。主な項目は以下のとおりです。

- (1)総論(4問)
- (2)化学物質管理の在り方の見直し(10問)
- (3)ストレスチェック制度の創設(36問)
- (4)受動喫煙防止対策の推進(8問)
- (5)重大な労働災害を繰り返す企業への対応(10問)
- (6)外国検査・検定機関制度(8問)
- (7)労働安全衛生法第88条第1項の届出の廃止(4問)
- (8)電動ファン付き呼吸用保護具(4問)

#### 改正労働安全衛生法Q&A集はこちら

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudou-kijunkyouku/0000056064.pdf>

資料出所 厚生労働省HP

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000057909.html>